・市街地（DID相当）における鋼管矢板基礎又は鋼管矢板土留めの車線規制を伴う施工
・市街地（DID相当）における鉄筋コンクリート構造及び杭基礎構造で構築された橋台又は橋脚の車線規制を伴う施工

②　鋼橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2025・2026年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2025・2026年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。ただし、共同企業体の構成にあたって、鋼橋工事を施工する者のうち、当該点数が1,500点以上の者は１者までとする。

ⅱ）2010年度以降に、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

・道路上において最大支間長が30m以上である鋼製の跨道橋（歩道橋を除く）で２車線以上の車線規制を伴う架設

⑶　次の①から⑦に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）、設計管理技術者、設計照査技術者、設計担当技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、土木工事及び鋼橋工事でそれぞれ配置するものとし、構造物の施工に係る現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和８年10月１日（木）を予定している。

①　土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（トンネル）］又は［建設部門（土質及び基礎）］若しくは［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（トンネル）］」、「技術士［建設部門（土質及び基礎）］」、「技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　主任技術者又は監理技術者は、2010年度以降に以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有する者であること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・床付け深さ15m以上かつ構造物における最外面側壁同士の内空幅が10m以上の開削工法で構築された鉄筋コンクリート構造の道路トンネル又は鉄道トンネルの施工
・市街地（DID相当）における鉄筋コンクリート構造及び杭基礎構造で構築された橋台又は橋脚の車線規制を伴う施工

②　鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　主任技術者又は監理技術者は、2010年度以降に以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・道路又は鉄道を跨ぐ鋼橋（歩道橋を除く）の架設

③　２⑶①及び２⑶②において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　異工種JVの場合は、土木工事を担当する者の中から２⑶①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体又は特定JVの場合は、２⑶①及び２⑶②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑤　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］又は技術士［建設部門（土質及び基礎）］若しくは技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑥　土木工事を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］又は技術士［建設部門（土質及び基礎）］若しくは技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑦　鋼橋工事を担当する設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有する者

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑷　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は「入札説明書」に記載。）。

⑸　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　特定JVを構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　特定JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　特定JV全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　特定JVの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　異工種JVを構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　異工種JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　異工種JV全ての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。